

山陽小野田市子ども読書活動推進計画（第四次計画）

すべての子どもに本との出会いを
～いつでも・どこでも・だれでも～

令和5年3月

山陽小野田市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨	1
---------	---

第2章 計画の基本方針

1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の基本方針	3

第3章 第三次計画期間における主な取組状況

1 家庭における取組～成果と課題～	5
2 図書館における取組～成果と課題～	6
3 学校における取組～成果と課題～	7
4 その他の施設での取組～成果と課題～	8

第4章 第四次計画の7つの柱

1 マタニティ・ブックスタートを起点とする切れ目のない子ども読書活動の推進	9
2 「科学」を柱にした子ども読書の推進	9
3 学校図書館蔵書との一元化による子ども読書の推進	9
4 電子書籍の特長を生かした子ども読書の推進	10
5 司書教諭、学校司書と連携した子ども読書の推進	10
6 読書ボランティアへの支援、関係機関等との連携協力	10
7 研修による司書、学校司書等職員のスキルアップ	11

第5章 具体的な取組

1 家庭での本との出会いの促進	12
2 図書館での本との出会いの促進	12
3 学校での本との出会いの促進	14
4 その他の施設での本との出会いの促進	15
5 読書推進体制の整備	15
6 第四次計画における具体的取組一覧	18
7 数値目標	20

【参考資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律 21

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが、言葉を選び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

近年、情報化社会の進展、生活様式の多様化等により、人々が日常生活の中で読書に費やす時間が減っています。特に、子どもたちの生活環境は、学校生活以外に塾や習い事、ゲームやインターネット、スマートフォン、タブレットなどと急速に変化しつつあり、その影響からか、子どもたちの文章力や読解力が低下しつつあると言われています。全国学校図書館協議会と毎日新聞社が毎年行っている「学校読書調査」の結果を見ても、小学校から中学校、高等学校と上がるにつれ、不読率¹が高くなる傾向が続いている。知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、子どもの成長を支え、主体的な社会参画を促すものとして大変重要とされています。

このため、国では、子どもたちが自主的に読書活動に取り組めるよう、環境の整備を進めるとともに、社会的な機運を醸成するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「法」という。）を施行し、平成14年8月に第一次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、その後、平成30年4月に第四次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、子どもの読書活動を推進してきました。

山口県でも、国の動き等を踏まえ、平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第一次計画）」を策定、平成21年3月に第二次計画を、平成26年3月に第三次計画を、平成31年3月に第四次計画を策定しました。

この5か年を振り返ると、令和元年12月には児童生徒1人1台タブレット等の情報端末所有の実現を目指すGIGAスクール構想²への取組が始まりました。また、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症が全国に広がりはじめ、マスク着用が日常化するなど、情報通信手段の普及・多様化への対応とともに、ウイズコロナ時代の子ども読書活動のあり方が問われています。

本市においては、平成18年9月に「山陽小野田市子ども読書活動推進計画（第一次計画）」を策定、平成25年11月に第二次計画を、平成30年9月に第三次計画を策定し、「マタニティ・ブックスタート事業³」を始めとする種々の事業に取り組んできました。

本計画では、国の第四次基本的な計画や県の第四次計画で示された施策の方向性と、本市における第三次計画期間における成果と課題を踏まえ、諸情勢の変

¹ 1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合のこと。

² 2019年に開始された、全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の施策。

³ 妊娠期から、赤ちゃんとお母さん、お父さんが肌のぬくもりを感じながら「絵本を紹介して」ことばと心を通わすひとときを応援する、山陽小野田市独自の運動。

化を検証した上で、今後5年間にわたる施策の方向性と具体的な取組を示す第四次計画を策定するものです。

第2章 計画の基本方針

1 計画の目的

子どもは読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、物事を深く考え、想像力を豊かにしています。また、多くの情報の中から必要な情報を選び、それを適切に活用する能力を養うことで、人生をより豊かに生きる力を身に付けています。

本計画には、本市の未来を担う子どもたちが、その成長の過程で、読書の楽しさ、喜び、大切さを学び、自ら進んで読書をするようになってほしいという願いが込められています。

そこで、子どもたちが読書によって自立し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、家庭、学校、地域、市立図書館（以下「図書館」という。）等の関係機関が連携し、いつでも、どこでも、だれでも読書ができる環境の整備と子どもの読書活動を推進する機運のさらなる醸成を図ることを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

第四次計画は、法に基づいて策定する計画であり、第二次山陽小野田市総合計画を上位計画とし、本市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画として位置づけます。

3 計画の期間

第四次計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象

第四次計画の対象となる子どもの年齢は、おおむね18歳以下とします。

5 計画の基本方針

第四次計画を推進するため、次のとおり基本方針を定めます。

（1）機会の充実

家庭、図書館、学校、地域、等、さまざまな場所で、切れ目なく、子どもたちが本と出会い、自発的な読書活動に発展していくよう読書機会の充実に努めます。

また、成長段階に応じたブックリストの提供、読み聞かせやブックトーク⁴などを通じた読書興味の喚起、更には、令和3年10月27日から稼働している電子図書館システム（以下「電子図書館システム」という。）等の活用により、いつでも、どこでも、だれでも読書ができるよう、読書機会の拡充と啓発活動に努めます。

（2）環境の整備

図書館、学校、幼稚園・保育園などにおける図書の充実、各施設間の連携・協力、司書や学校司書の整備等を通じて、子どもたちが身近で本と出会える環境づくりに努めます。

特に、電子図書館システムの整備に加えて、図書館と学校図書館の蔵書データベースの一元化による児童・生徒の豊かな読書環境づくり、配本システム

⁴ 子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

の整備に努めます。

(3) 理解の促進

家庭、学校、地域、関係機関・団体などに本計画の周知を図るとともに、スマートフォン、タブレット端末等情報機器が急速に普及する中で、電子書籍の普及に努めると同時に、紙媒体ならではの本の魅力、対面による双方向の子ども読書活動の重要性や意義などについて理解が促進されるよう啓発活動に努めます。

(4) 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を一体的に推進していくため、図書館を中心として、家庭、学校、地域、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担うとともに、協働、協創による取組を進め、読書推進体制の整備に努めます。

第3章 第三次計画期間における主な取組状況

1 家庭における取組～成果と課題～

本市では、平成15年度から、全国に先駆けて、妊娠中のお母さんとおなかの赤ちゃんが対象のマタニティ・ブックスタート事業を実施し、家庭での本との出会いを推進してきました。現在は、保健センターでの母子手帳受取の際にブックスタートセット⁵をお渡しする体制になっており、ブックスタートセットの配付率はほぼ100%となっています。

本市の第三次計画では、このマタニティ・ブックスタート事業を起点とした切れ目のない子ども読書活動の推進に取り組んできました。

図書館では、平成27年3月に作成した『絵本だ～いすき！ブックリスト～乳児（0・1・2歳）向け～』に続き、令和2年3月に『絵本だ～いすき！ブックリスト～3・4・5歳児向け～』を、令和5年3月に『本だ～いすき！ブックリスト～小学校低学年向け～』作成し、これらの冊子を機会があるごとに配布しています。

また、図書館職員による0歳から3歳児までを対象とした「乳幼児おはなしの会」（中央図書館）や「ワン・ツー・ど～ん」（厚狭図書館）を毎週開催し、中央図書館では赤ちゃんとお母さんを対象とした「子育て絵本カフェ」⁶を毎月開催しています。

更に、幼稚園・保育園に出かけての読み聞かせの実施、ぬいぐるみを通して本との出会いを作る「ぬいぐるみの図書館おとまり会」、子どもが絵本を楽しんでいる写真を募集する「絵本で笑顔！フォトコンテスト」など、フォローアップ事業を実施してきました。

乳幼児が絵本と出会うには保護者の理解が必要となります。そこで、中央図書館では平成26年度から、児童文学作家村中李衣氏を講師として、「読みあい⁷」の講演会を開催してきました。平成29年度からは市内の幼稚園・保育園に講師が直接出向いて行う「絵本で子育て出前講座」を実施しています。

令和4年6月に幼稚園・保育園を対象に実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、回答した市内のすべての幼稚園・保育園（22園）で毎日絵本の読み聞かせを行っていることが判明しました。こうした取組が家庭での読書習慣につながることが期待されます。

ちなみに、園児への貸出をしている幼稚園・保育園は全体の59%（13園）でした。園文庫の平均の蔵書冊数は1,383冊、その内、900冊未満が9園、7000冊以上の蔵書がある園が1園でした。年間の購入予算は、38,933円となっています。この金額は購入冊数に換算すると30冊前後となります。

⁵ 絵本1冊（2冊のうちから選択）と、乳幼児向けブックリスト『絵本だ～いすき！ブックリスト』や図書館情報のチラシなどを、絵本作家あべ弘士氏のイラスト入りオリジナルバッグに入れてプレゼントしている。

⁶ 乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児向け絵本の紹介や参加者同士の交流を行っている。

⁷ 絵本を読んであげることは、お互いに心が通う双方向のものであることから、山陽小野田市在住の児童文学作家村中李衣氏は「読み聞かせ」ではなく、「読みあい」という言葉を使い普及に努めている。

また、図書館の団体貸出を利用したことがない園が6園、市立図書館が作成したブックリストを活用している園が少ないことが分かり、さらに、園からは「スマートフォンやYoutubeなどの動画を一方的に見せている」ことへの懸念があることもアンケート調査からうかがえました。

このため、幼稚園・保育園への団体貸出の拡充、「絵本で子育て出前講座」の継続実施、ブックリストの配布、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及に伴う懸念への対応、家庭における読書啓発活動などが課題となっています。

※数値は令和3年度の数値

2 図書館における取組～成果と課題～

図書館では、第三次計画の期間中、児童サービスを重視し、赤ちゃん絵本コーナーや児童コーナー、ティーンズコーナーの蔵書構成の見直しと整備、調べ学習を中心とした団体貸出用図書の整備などを行ってきました。また、従来から開催していた「乳幼児おはなしの会」(中央図書館)や「ワン・ツー・ドーン」(厚狭図書館)、「英語でおはなし会」(中央図書館)、「夕ぐれおはなし会～外国語で絵本を楽しもう！」(厚狭図書館)、中学生や高校生によるおすすめの本の展示(中央図書館)、職場体験学習、インターナーシップの受入、「こども一日図書館員」(厚狭図書館)等に加え、平成30年度には小野田高校の玄関における本の展示(中央図書館)、令和元年度には年長児と小学校低学年を対象とした「ちっちゃんかがくのおはなし会」(中央図書館、毎月)の開催、小野田中学校の校内放送を利用したブックトーク(中央図書館、毎月)、令和2年度には将来図書館で働きたいと考えている高校生を主な対象に「図書館一日お仕事体験」(中央図書館)などを実施してきました。

また、マタニティ・ブックスタートのフォローアップ事業の展開や、子どもの読書の日の記念イベントの他、自然体験型行事として「竜王山たんけんツアー」(平成28年度～令和元年度、中央図書館)、「星空ウォーク」(平成22年度～、厚狭図書館)、図書館の資料を使って課題を解決する「チームで挑戦！図書館からの挑戦状」(令和元年度、中央図書館)、夏休みの終わりを楽しむ「夏休みさよならイベント」(令和元年度～、中央図書館)、本の中のお気に入りの言葉を石に描き化石として残していく「ことばの化石づくりワークショップ」(令和2年度、中央図書館)、親子で書庫に入り読みたい本を探す「親子でブックハンター」(令和4年度、中央図書館)、サビエル高校留学生によるギャラリートークや民族衣装ファッションショー(令和元年度～、中央図書館)の開催など、新たな行事の実施により利用者層の開拓と図書館の利用促進に努めてきました。

更に、障がい児や障がい者への理解を深めるため、毎年、「共生のまちづくり講座」を開催していますが、令和2年度には小学生を対象に「点字にチャレンジ！オリジナルしおりづくり」を開催しました。館内には、ディスレクシア⁸等の学習障がい

⁸ 知的能力および一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書きに著しい困難を抱える障がい。

児のある子どもも利用できるようマルチメディアデイジー図書⁹や「リーディングトラッカー¹⁰」を準備しています。

子どもの読書活動を推進する個人やボランティア団体への支援としては、従来から実施している児童文学作家村中李衣氏による「児童文学わいわい講座」(中央図書館)に加え、「えほんの楽校」(令和2年度～、中央図書館)、図書館の活動をより深く知っていただくための「としょかん寺子屋」(令和元年度、中央図書館)、絵本研究家広松由希子氏の講演会「ひらいて広がる絵本の世界」(令和元年度、中央図書館)や絵本作家鈴木まもるさんの講演会「絵本と鳥の巣のふしぎ」(令和元年度、中央図書館)を開催するなど、啓発活動や読書ボランティアの育成・支援にも努めてきました。

特記事項として、令和3年10月、電子図書館システムが稼働し、来館が困難な子どもたちも電子書籍が読めるようになりました。また、令和4年3月には図書館システムも更新され、セルフ貸出機の導入や図書館ホームページが一新されるなど、利便性が更に向上しました。

図書館の利用状況を見てみると、令和2年1月に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時閉館を余儀なくされたことで、開館日数は、令和元年度254日、令和2年度220日、令和3年度250日と例年より少なくなりました。

開館日数の減少に伴い、子ども向け行事件数も、38件(平成29年度)から16件(令和3年度)と減少、子ども読書関連行事の参加者数も、1,465人(平成25年度～29年度平均)から1,259人(平成30～令和3年度平均)と14.1%の減少となりました。また、児童図書の貸出冊数についても、117,455冊(平成29年度)から103,505冊(令和3年度)となり、12.2%の減少となりました。

しかし、来館者数や貸出冊数の総数は減少したものの、中央図書館では1日当たりの児童図書貸出冊数は令和3年度では過去最高を記録するなど、1日当たりに換算すると利用状況は回復傾向にあります。

3 学校における取組～成果と課題～

小中学校では、学校運営協議会や地域教育協議会が組織され、地域住民の意見を取り入れた学校運営が展開されています。また、市内すべての小中学校に学校司書(兼務)が配置され、読書活動の充実に努めています。

これまで、図書館はすべての小中学校に対して「学校出前図書館」を実施していましたが、新型コロナウイルス感染予防のため、現在は希望があった学校を対象に実施しています。

こうした中、この5か年の利用動向を見てみると、小学校では令和3年度の貸出冊数が平成29年度と比べて2%の増加、中学校では約12%減、全体では約1%の増加となっています。これを、児童・生徒1人当たりの貸出冊数に換算すると、

⁹ 視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により文字・音声・画像を同時に再生できる図書のこと。

¹⁰ 読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具。

平成29年度と比べて令和3年度は、小学校では49冊から52冊、中学校では7冊と増減がなく、全体では35冊から37冊と増加していることになります。

蔵書冊数は、平成29年度から令和3年度にかけて、全体で8,336冊増加、小中学校合わせて約18万冊となります。年間の購入冊数では、小学校が全体で平成29年度には1,842冊だったのが令和3年度では1,386冊に、中学校が平成29年度の購入冊数1,531冊が令和3年度には1,448冊とそれぞれ減少しました。令和3年度では、1校あたりの平均では、小学校が126冊、中学校が207冊の購入となっていますが、小学校では、最小で66冊、最大で324冊、中学校では、最小が57冊、最大が324冊と年間購入冊数にばらつきが見られます。

今後は、図書館と学校図書館の蔵書データベース一元化により利便性が格段に向上することから、図書館から学校図書館に対して団体貸出などの支援を拡充するとともに、電子図書館システムの利用による読書意欲を喚起していくことなどが課題となります。

4 その他の施設での取組～成果と課題～

これまで、市内の病院施設（山口労災病院や小野田市民病院）に対しては団体貸出を行ってきましたが、新型コロナ感染症予防のため、現在は中断状態となっています。

また、子育て総合支援センター（愛称スマイルキッズ）とは絵本の団体貸出や児童文学作家村中李衣氏による「絵本で子育て出前講座」等を実施するなど、連携強化を図っています。

幼稚園・保育園では、アンケート調査において、毎日読み聞かせが実施されていることが分かりました。

児童館においては、おはなし会や映写会、工作等、多彩な行事が実施されてきましたが、コロナ禍により行事の中止や制限が余儀なくされています。

公民館は令和4年度から「地域交流センター」と改称され、新たに地域住民の活動拠点としての整備が始まったところです。

今後、各施設共に、図書等資料や施設の充実など子どもが本と出会える読書環境の整備とともに、図書館や連携した事業の展開や、児童館だより、地域交流センターだよりなどでの広報活動、読書ボランティアや子育てコンシェルジュ¹¹の活用、団体貸出制度の利用等による図書コーナーの活用促進などが課題となります。

¹¹ 子育て関連施設や子育て世代などが集まる場所に出向き、子育て関連情報の提供支援などをを行う子育て専門支援員。

第4章 第四次計画の7つの柱

1 マタニティ・ブックスタートを起点とする切れ目のない子ども読書活動の推進

第三次計画においては、マタニティ・ブックスタート事業を柱として、乳幼児向けブックリスト『絵本だ～いすき！ブックリスト～乳幼児（0・1・2歳）向け～』の増刷・配布や、それに続く『絵本だ～いすき！ブックリスト～3・4・5歳児向け～』、『本だ～いすき！ブックリスト～小学校低学年向け～』を発行してきました。第四次計画においても、これらのブックリストの活用を図るとともに、小学校中学年向け、小学校高学年向けのブックリストを作成し活用を促します。

また、毎週開催している乳幼児向けのおはなし会を生かして、参加される保護者に向けた啓発活動、幼稚園・保育園における園文庫充実のための団体貸出などの支援、幼稚園・保育園、小中学校に対する出前図書館の実施、中高生が参加するおすすめの本の展示、多文化に触れるおはなし会等を行い、赤ちゃんが生まれる前から高校生まで、切れ目のない子ども読書活動の推進を図っていきます。

2 「科学」を柱にした子ども読書の推進

年長から小学校低学年までの子どもを対象とした「ちっちゃなかがくのおはなし会」（令和元年度～、中央図書館）を継続実施するとともに、山口東京理科大学との連携を生かし、小中学生には科学の不思議、面白さを体験する科学教室の開催、高校生向けには「サイエンス・カフェ」（平成26年度～、中央図書館）等を継続実施します。

また、令和4年度に実施した「おしえて！ときわ動物園のひみつ」（中央図書館）や「ふしぎ！おどろき！山口の動物たち」（中央図書館）のように、動物園や博物館等関連施設との連携協力による新たな事業の実施に努めます。

更に、小中学校との連携のもと、科学関連図書等の充実を図るとともに、身近な自然を体験する行事の実施等により、子どもの科学への興味関心と理解を促進し、科学を柱にした子ども読書活動の推進を図っていきます。

3 学校図書館蔵書との一元化による子ども読書の推進

図書館と小中学校の蔵書データが一元化されたことにより、求める本が市内のどの図書館や学校図書館にあるかすぐに分かるようになりました。

これにより、小中学校では、図書購入時の重複回避、分担収集、相互貸借する際の利便性向上、児童生徒の読書活動の進展などが期待され、図書館と学校図書館の連携協力は新たな段階に入りました。

児童生徒の「読みたい」、「知りたい」という知的好奇心や学習意欲に迅速に応えていくには、児童生徒の検索技術の習得と、図書館と学校図書館間の連携協力に加えて、本の貸出・返却に伴う物流の計画的整備が必要です。

このため、物流システムの構築、図書館活用方法と検索技術の向上のための児童生徒向け講座の開催、図書館と学校図書館との連絡会の開催など、全市的な子ども読書活動の推進に努めます。

4 電子書籍の特長を生かした子ども読書の推進

令和3年10月、電子図書館システムが稼働し、紙媒体の図書と合わせて電子書籍の利用ができるようになりました。電子書籍には、文字拡大機能や読み上げ機能、動画や音声を楽しむ機能、自動返却機能など、紙の図書にはない特長があり、これにより来館が困難な子どもたちも読書が可能となりました。コロナ禍で非接触型の図書館サービスが求められる中、電子書籍はその期待に応える手段の一つとして期待されています。

現在、「児童書—幼児向きー」、「児童書—小学生向きー」、「学習に役立つ一理科ー」、「学習に役立つ歴史ー」、「英語にチャレンジ！」、「ザ・図鑑！」、「宇宙・星のふしぎ」など、子ども向けの特集を組んで電子書籍を提供しています。

本市では、すべての児童生徒に情報端末を貸与し、電子図書館システム利用のためのIDとパスワードも付与されていることから、紙の本と同様、学習活動や読書活動に電子書籍が積極的に活用されるよう促します。

5 司書教諭、学校司書と連携した子ども読書の推進

図書館と学校図書館の蔵書一元化、1人1台情報端末の整備により、子ども読書活動の推進も新たなステージを迎えました。

市内すべての小中学校に対して実施してきた学校出前図書館を継続して実施する一方で、蔵書一元化により加速する学校間の相互貸借や図書館からの団体貸出、児童生徒からの読書需要の高まりも予測されます。

このため、図書館としては、司書教諭や学校司書と連絡を密にし、団体貸出用図書や個人貸出用児童図書を充実し、高まる需要に的確に応えていきます。

6 読書ボランティアへの支援、関係機関等との連携協力

これまで、「えほんの楽校」(中央図書館)、「児童文学わいわい講座」(中央図書館)など読書ボランティアの学習機会となる講座や研修会を継続して行ってきました。新型コロナウイルスの感染状況によっては、対面ではなく、オンラインでの研修会に切り替えることも必要な時代になっています。対面を基本としながら、一方でオンラインのメリット生かした研修会も受講もできるよう、研修会のあり方を工夫し、だれでも、どこからでも参加できるよう、情報機器等の環境整備を図る必要があります。

また、子育て支援課や健康増進課等関連部署や関連機関と連携協力した取組を拡充し、これまで実施してきた健康に関する紙芝居などの上演、厚狭図書館における1才半児健診、3才児健診時に読み聞かせ等を継続していく一方で、新たに保育士や保健師、関係機関、ボランティア団体等と連携し、地域に根ざした新たな事業の開拓に努め、子どもたちの心身共に健やかな成長を支援していきます。

7 研修による司書、学校司書等職員のスキルアップ

図書館では館内で職員研修会を開催してきましたが、オンラインによる研修会等への参加が容易となり、館内にいながら館外の各種研修会に参加できるようになりました。

山口県立山口図書館主催の研修会、山口県図書館協会児童読書研究部会研修会、文部科学省や日本図書館協会主催の研修会等、オンラインで開催される研修会には積極的に参加し、また、近隣図書館職員との合同研修会を開催するなど、研修機会のさらなる確保、モチベーションの維持、情報とスキルの共有を図り、子どもの読書活動推進に役立てていきます。

また、実務を担当する図書館の司書や学校司書等職員の知識や経験の蓄積が図書館サービスの向上には不可欠であることから、安心して業務に専念できるよう、環境整備に努めます。

第5章 具体的な取組

1 家庭での本との出会いの促進

マタニティ・ブックスタート事業をはじめとして、図書館では、子どもの成長段階に即して切れ目がないよう、乳幼児向けおはなし会や「子育て絵本カフェ」、「ちっちゃんかがくのおはなし会」等、フォローアップ事業を継続して実施していきます。その際、これまで発行した『絵本だ~いすき！ブックリスト～乳幼児（0・1・2歳）向け』、『絵本だ~いすき！ブックリスト～3・4・5歳児向け～』、『本だ~いすき！ブックリスト～小学校低学年向け～』を配布、図書館ホームページや電子図書館システムでも公開して、家庭に対する読書情報の提供とともに、子育て中の保護者同士が出会い交流する場の提供に努めます。また、これらのブックリストに続けて、『本だ~いすき！ブックリスト～小学校中学年向き～』、『本だ~いすき！小学校高学年向き～』を学校司書等と協力して新たに作成、配布します。

乳幼児が通う幼稚園・保育園に対しては、現在実施している読み聞かせの出前や「絵本で子育て出前講座」とあわせて、団体貸出を拡充し、幼稚園・保育園の園文庫をサポートしていきます。

また、ウイズコロナの時代に対応し、来館が困難な保護者に対して、育児や家事に役立つ電子書籍や様々な情報提供を行っていきます。

小中学生に対しては、現在紙媒体で配布している「としょかんだより」や新刊情報・イベント情報なども児童生徒の情報端末に直接送信するなど、情報提供に努めるとともに、読みたい本をリクエストすればすぐに手元に届く配本システムの構築・拡充に努めます。

高校生に対しても、情報端末により図書館の蔵書や電子図書館システムへのアクセスが可能となっていることから、市内4校の高校生がおすすめする図書リスト、電子書籍貸出ランキングなどを送信するなど、従来の普及啓発活動に加え、情報機器を活用して読書への興味・関心を促します。

更に、子どもの読書に親しむには保護者の理解が重要なことから、保護者や読書ボランティア等を対象に、研修会や講演会等（オンライン開催を含む。）を開催し、子ども読書の啓発活動と機運醸成に努めます。

2 図書館での本との出会いの促進

（1）魅力的な蔵書構成と選書

子どもが図書館で本と出会うには、何よりも選び抜かれた選書と魅力的な蔵書構成が不可欠です。このためには、たくさんの新刊書の中から確かな本を選ぶ目と子どもの本に通じ、鮮度のよい蔵書を構築できる経験豊かな司書が必要です。

図書館に来れば、いつも驚きや発見があるよう各ジャンルの本の充実に努め、中・高生による本の展示や図書館職員によるテーマ展示に工夫をこらすなど、魅力的な蔵書構成と空間づくりをすすめ、紙媒体だけでなく電子媒体も活用して各世代に対する読書情報の提供に努めます。

また、障がいのある子どもに対しては、LLブック¹²や市内ボランティア団体制作のマルチメディアディジー図書、字幕スーパー入り映像資料¹³など障がい児向け資料の拡充を図り、ディスレクシアなど学習障がいのある子どもの来館に対応できるよう整備したリーディングトラッカーに加え、リーディングルーペ¹⁴など新たな読書補助ツールの整備に努めます。

(2)科学分野の行事や図書の充実等

市内に山口東京理科大学があるという強みを生かし、これまで、子ども読書活動推進の分野においても、幼児から高校生まで、科学への興味が広がるよう科学関連の行事を山口東京理科大学と連携して開催してきました。

具体的には、中央図書館では、「おもしろ科学大実験」、「サイエンス・カフェ」の開催に加え、年長児から小学校低学年までを対象とした「ちっちゃなかがくのおはなし会」を、厚狭図書館では「夏休み工作教室」などを開催してきました。

また、読書体験と同時に、自然体験も必要との思いから、中央図書館では「竜王山たんけんツアー」、厚狭図書館では「星空ウォーク」を実施してきました。

今後もこうした体験行事を実施していくとともに、山口東京理科大学をはじめ、県内の博物館、水族館、動物園などの関連施設・機関とも連携した新たな行事の実施、科学分野における図書や電子書籍の充実を図り、科学の分野への興味を喚起していきます。

(3)団体貸出用図書の充実

幼稚園・保育園の園文庫をサポートするため乳幼児向けの団体貸出用図書の新設、小中学校に対しては、修学旅行、社会見学、調べ学習や自由研究などに対応した団体貸出用図書の拡充、地域交流センター、児童館等に対しては団体貸出を行うなど、施設・団体への団体貸出を促進します。

(4)子ども主体の図書資料の充実

中央図書館では、中高生がおすすめする本の展示を行ってきました。現在、中学校は1校、高等学校は市内全校が参加しています。中学生や高校生がおすすめする本で図書館が所蔵していないものについては購入することにしており、このことにより、中高生向きの図書コーナーは中高生の読みみたい気持ちに応える本で占められるようになりました。

今後は中学校の参加校を増やすとともに、中学生がおすすめする本を小学校で展示、高校生がおすすめする本を中学校で展示、また、児童生徒の電子書籍貸出ランキングや新刊の本や電子書籍をオンラインで紹介するなど、児童生徒の

¹² LLとは、スウェーデン語の「読みやすい」の略。知的障がいや学習障がいなどがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。

¹³ 映像から音声情報を得にくい聴覚障がい者のため、音声を字幕に変換した映像資料。

¹⁴ 文字を拡大しながら読みたい文字や行が読める読書補助具。

読書への興味・関心が更に高まるよう努めます。

(5) 魅力あるイベントの開催

新学習指導要領の実施により、小学校では令和2年度から英語が必修化されました。中央図書館では「英語でおはなし会」、厚狭図書館では「夕ぐれおはなし会～外国語で絵本を楽しもう！～」を開催していますが、国際化が進む中では、図書館で子どもたちが異文化に触れる機会を設けることも重要です。このため、サビエル高校に在籍する留学生によるギャラリートークや民族衣装ファッションショーなどを開催してきましたが、今後は在住外国人ともつながり、異文化交流を子どもの読書と関連づけて実施します。

また、「ぬいぐるみの図書館おとまり会」や「親子でブックハンター」、「夏休みファイナルイベント」「人形劇まつり」など、ワクワク感のある行事の実施、さらには「図書館で○○○をさがせ！」のように、ゲーム感覚で本の世界を楽しむことも、読書に向かうきっかけづくりになります。

今後は、子どもの成長段階に応じた魅力的なイベントの企画・実施、さらに、オンラインの利点やアニメーション¹⁵などの手法を生かした事業の開発に努めます。

3 学校での本との出会いの促進

図書館と学校図書館の蔵書一元化により、読みたい図書がどの学校や図書館にあるかわかるようになり、小中学校における子どもの読書活動は新たな段階に入りました。物流システムが整備され、読みたい本がすぐに手元に届くようになれば、読書意欲はより一層高まることが期待されます。

また、児童生徒全員が電子図書館システムを利用できるようになり、紙の本、電子書籍それぞれの特長を生かした読書ができるようになりました。特に、電子書籍は学校や図書館に行かなくても、いつでもどこでも利用することができます。

これまで、小中学校では、全校一斉読書活動や音読の実践など全校的な取組を実施してきましたが、蔵書一元化により、子どもが選択する図書の幅が格段に広がりました。

学校図書館も、他校の蔵書が見えるようになり、新しく図書を購入する際には無駄な重複を避けることができます。図書館もまた、学校図書館の蔵書が見えるようになり、団体貸出用図書の購入や団体貸出を効率的に実施できるようになりました。今後は、1人1台配付された情報端末の利点を生かした新たな読書活動を推進するとともに、児童生徒の図書館活用と情報検索スキルアップ向上のための講座等を開設します。

児童生徒と図書の出会いを更に豊かで確かなものとするためには、学校図書館の実務を担当する学校司書等のスキルアップと情報共有がより重要となります。

このため、学校司書等に対する計画的な研修プログラムの実施、学校間あるいは

¹⁵ スペインのモンセラ・サルトが、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、読む力を引き出すために開発した、グループ参加型の読書指導メソッド。

は図書館と連携した図書の展示、図書館と学校図書館との定期的な連絡会などの実施に努めます。

4 その他の施設での本との出会いの促進

子どもの読書習慣の形成には、保護者の理解が欠かせません。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校と、それぞれの子どもの成長段階において切れ目なく図書と出会える環境の整備とともに、地域交流センターや児童館、病院、その他子どもたちが利用する施設においてもブックリストやパンフレット等を配布するなど、市内のあらゆる場所での啓発活動に努めます。

乳幼児期における絵本や物語に親しむ習慣の定着とそのための環境整備は特に重要です。現状では、園文庫が整備されている園とそうでない園との格差が認められます。

このため、幼稚園・保育園では保育士による読み聞かせや園文庫の充実を図るとともに、園児が近隣の小学校の図書館を利用できるようにするなど、さまざまな場所で本と触れ合うきっかけづくりをすすめます。また、図書館では、幼稚園・保育園に出かけての読み聞かせや児童文学作家村中李衣氏の「絵本で子育て出前講座」等を契機に、団体貸出による園文庫の充実を支援するとともに、保育士等を対象に研修会などを実施します。

また、児童館や地域交流センターにおいても、図書室の環境整備が必要です。図書館としては、団体貸出を実施するとともに、地域のボランティア団体等と協力して絵本の紹介や読み聞かせなどを積極的に行うなど、子どもと保護者が子どもの本や読書活動に関心を持ち、その大切さに気づけるような働きかけを推進します。

5 読書推進体制の整備

(1)第三次計画期間の具体的取組の検証と課題

第三次計画では、「第三次計画における具体的取組一覧」で示された新たな事業を実施してきました。

「家庭での本との出会いの促進」では、『絵本だ～いすき！ブックリスト～乳幼児（0・1・2歳）向け～』に続き『絵本だ～いすき！ブックリスト～3・4・5歳児向け～』を発行し、さまざまな場面で配布してきました。

「図書館での本との出会いの促進」では、「科学絵本を使ったおはなし会の実施」として、「ちっちやなかがくのおはなし会」を毎月開催し好評を博しています。

また、「小・中学生向け体験型プログラムの開発・実施」として、本の中のお気に入りの言葉を石に記して化石として残す「ことばの化石」づくりワークショップや、書庫に入って好きな本を見つけ、キャプションを付けて展示する「ブックハンター」、小学生に大人気の『ふしぎ駄菓子屋銭天堂』のアニメ映画を観たあとに、書庫の中に作った「ふしぎ本屋銭天館」で「ふしぎな」本と出会いイベントなどを実施してきました。

更に、「多文化にふれるおはなし会」では、サビエル高校の留学生たちによるギャラリートークや民族衣装ファッションショーなどを開催するとともに、「障がいのある子どもに対する図書館サービスの推進」では、「共生のまちづくり講座」の一環として点字によるしおり作りを体験するイベントなどを行いました。

「学校での本との出会いの促進」では、「学校司書、司書教諭等と図書館司書の連携による新たな事業の実施、等」を掲げましたが、学校司書の方々が2校兼務になったことなどから、学校司書全員参加のもとで行った「チームで解決！図書館からの挑戦状」の継続実施が困難となりました。しかしながら学校司書と連携した取組を進めていく中で、令和4年度は小学校低学年向けのブックリスト『絵本だ～いすき！ブックリスト～小学校低学年向き～』を発行することができました。

「その他の施設での本との出会いの促進」では、「子育て総合支援センター（愛称スマイルキッズ）等との連携協力、等」において、児童文学作家村中李衣氏の「絵本で子育て出前講座」での協力、絵本の団体貸出の実施などを行っています。

「読書推進体制の整備」では、「他市町の読書ボランティア団体との交流会の実施」、「関係者による情報交換の場の設置」はコロナ禍の中で開催の機会を設けることができませんでしたが、「計画期間の中途での事業点検を実施」については、昨年度開催することができ、委員の方々から貴重なご意見をうかがうことができました。

その他、令和3年10月、電子図書館システムの稼働、また、令和4年3月、図書館システムの更新により利便性がさらに向上しました。

今後は、ウイズコロナの時代において、対面と双方向の子ども読書活動を基本において、対面でもオンラインでも種々の図書館サービスや情報等の受発信ができるよう、環境整備を図ります。

（2）第四次計画期間の具体的な取組

子ども読書活動を更に推進していくには、学校、図書館、その他の関係機関・ボランティア団体等との連携・協力が欠かせません。このため、司書教諭、学校司書、図書館職員との連携を深め、学校に対する団体貸出や県立図書館などの図書館との相互貸借による資料提供の拡充、関係機関と連携した行事等の実施、ボランティア団体に対しては、読書ボランティアの育成や活用、障がいのある子どもに対する図書館サービスを連携・協力して行うなど、事業の展開を図ります。

前述したように、学校図書館との連携協力は、図書館と学校図書館の蔵書が一元化され新たな段階に入りました。1人1台情報端末も整備され、児童・生徒の読書意欲を喚起する環境が整いました。今後は、読みたい本を読みたい時に届けることができる配本システムを計画的に整備していくことが求められます。

また、山口県子ども読書支援センター等と連携し、他市町の読書ボランティア団体との交流会や関係者の情報交換の場を設置については、オンラインでの開催も視野に入れて検討するなど、コロナ禍で獲得したノウハウを使い課題解決に努めます。

更に、第三次計画期間と同様、今後5か年の計画を実施していく中で3年目を目途に事業の達成状況を点検する場を設けます。

6 第四次計画における具体的取組一覧

【家庭での本との出会いの促進】

- ・マタニティ・ブックスタート事業
- ・読みあい講演会「絵本で子育て出前講座」の開催
- ・「ぬいぐるみの図書館おとまり会」の開催
- ・「絵本で笑顔！フォトコンテスト」の実施
- ・子ども読書に関する講演会等の開催
- ブックリスト「絵本だ～いすき！ブックリスト～0・1・2歳児向け～」「絵本だ～いすき！ブックリスト～3・4・5歳児向け～」「本だ～いすき！ブックリスト～低学年向き～」の増刷・配布
- 小学校中学年向き、高学年向きのブックリストの作成・配布
- 電子図書館システムを活用した各種ブックリスト、図書館情報の提供
- 1人1台タブレット等情報端末を活用した図書資料の貸出予約、各種情報提供
- 保護者や読書ボランティアを対象とした研修会の開催

【図書館での本との出会いの促進】

- ・司書職員のスキルアップ
- ・乳幼児向けおはなし会、子育て絵本カフェの開催
- ・こども一日図書館員、職場体験の実施
- ・自然体験型行事「竜王山たんけんツアー」、「星空ウォーク」などの開催
- ・山口東京理科大学と連携した「夏休み科学教室」、「サイエンス・カフェ」などの開催
- ・中高生によるおすすめの本の展示の実施
- ・「ちっちゃなかがくのおはなし会」等、科学絵本を使ったおはなし会の実施
- ・科学をテーマにしたミニ・スポット展示
- ・小・中学生向け体験型プログラムの開発・実施
- ・多文化に触れるおはなし会の開催
- 中学生がおススメする本の図書館での展示実施校を拡大
- 読書補助ツールの整備等、障がい児に対する図書館サービスの推進
- 図書館活用方法と検索技術向上のための児童生徒向け講座の開催
- 博物館、水族館、動物園等と連携した新たな読書体験イベントの開催、等

【学校での本との出会いの促進】

- ・全校一斉読書活動、音読の推進
- ・司書教諭、学校司書のスキルアップ
- ・調べ学習用図書の充実
- ・図書館による団体貸出の実施
- ・小学校への「としょかんだより」の配布

- 学校間、図書館・学校間の配達システムの整備
- 学校司書等に対する計画的な研修プログラムの実施
- 児童生徒の図書館活用と情報検索のスキルアップ講座の開催
- 図書館、学校図書館との定期的な連絡協議会（オンライン開催を含む）の開催
- 学校司書、司書教諭等と図書館司書の連携による新たな事業の実施
- 学校図書館の地域への開放、等

【その他の施設での本との出会いの促進】

- ・保育士による読み聞かせの実施
- ・幼稚園・保育園、児童館等への団体貸出、蔵書の充実
- ・図書館職員の出前による読み聞かせの実施
- ・「絵本で子育て出前講座」の開催
- ・読書ボランティアによる読み聞かせの推進
- ・市民病院、労災病院への団体貸出の実施
- ・子育て総合支援センター等との連携協力
- 幼稚園・保育園・児童館担当者との情報交換会（オンライン開催を含む）の実施
- 保育士等を対象とした研修会・講座の開催

【読書推進体制の整備】

- ・学校、図書館、その他関係機関・ボランティア団体等との連携・協力
- ・団体貸出、相互貸借の拡充
- ・読書ボランティアの育成・活用
- ・山口県子ども読書支援センターとの連携
- 他市町の読書ボランティア団体との交流会（オンライン開催を含む）の実施
- 関係者による情報交換の場（オンライン開催を含む）の設置
- 計画期間の中途で事業点検を実施、等

※○の部分は、新規に実施する事業

7 数値目標

① 図書館 児童図書の貸出冊数（1日当たり）

令和3年度末	令和7年度末	令和9年度末
414冊	455冊	500冊

② 学校図書館 小学生1人当たりの年間貸出冊数

令和3年度末	令和7年度末	令和9年度末
52冊	56冊	60冊

③ 学校図書館 中学生1人当たりの年間貸出冊数

令和3年度末	令和7年度末	令和9年度末
7冊	9冊	10冊

④ 小中学生の電子書籍年間貸出点数

令和3年度末	令和7年度末	令和9年度末
510点	612点	734点

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。